

生徒手帳



中野市立
南宮中学校

この手帳の取扱について

- 1 この手帳は本校生徒の誇りと自覚を高め生活の基範となるものであるから大切に取扱い十分に活用すること。
- 2 保護者にもこの生徒手帳の内容と精神をよく知ってもらおうこと。

目 次

校歌	4
応援歌	6
校章 かし	8
学校教育目標・目指す生徒像・3つの重点	9
南宮中学校のきまり	10
知っておきたいこと	11
ひとりでなやまないで	14
図書館利用規定	15
保健室利用規定	16
体育館・グラウンド使用規定	16
プール使用規定	17
ファンヒーターとエアコンの使用について	18
火気に関する注意事項	19
生徒会組織図	20

生徒会会則	21
各委員会細則	26
学年生徒会細則	29
学級生徒会細則	30
生徒会役員選挙規定	31
地区生徒会	34

南宮中学校 校歌

伝田 青磁 作詞

町田 等 作曲

勇壮に行進曲の流れにゆれて(M.M.♩=92)

ゆかりもふるきなんぐうの
おかべに一つどいまなぶとき
そびえてきたにこうしゃあり
みなみゆたかにのはひらけあ
かるきこころふくつのきお
いこころきゆくよに
たくましいきんちからを
きとうべくただひと
すじにわーれーらゆく

南宮中学校 校歌

- 一　　ゆかりもふるき南宮の
おかべにつどい学ぶとき
聳えて北に高社あり
南ゆたかに野はひらけ
明るき心不屈の気おい
動きゆく世にたくましく
生きん力を鍛うべく
ただ一筋に我等ゆく
- 二　　父祖が伝えし魂を
血潮にうけて励むとき
高社無言のおしえたれ
広野の恵み限りなく
みなぎるせいき気高き望み
明日の歴史に光ある
文化断じて築くべく
若き命の湧きたぎつ

応 援 歌

篠原 房子 他 作詞

相沢 健治 作曲

1. たかくそ びゆる れんぽう の
2. ながれる くもは はてとおく
3. われらの りそう かぎりなく

ごがくの ゆきは まだきえ ず
ぼこうの でんとう きずかん と
ほこりも たかき さんせい そう

とうしをも やし いざゆかん わ
ベストをつ くし たたかわん わ
ああえいー かん ここにあり わ

が ーなんー ぐ の わこうどー よ
が ーなんー ぐ の わこうどー よ
が ーなんー ぐ の わこうどー よ

応 援 歌

一 高くそびゆる連峰の
五岳の雪はまだ消えず
闘志をもやし いざ行かん
わが南宮の若人よ

二 流れる雲ははて遠く
母校の伝統築かんと
ベストを尽し戦わん
わが南宮の若人よ

三 われらの理想限りなく
誇りも高き三星霜
ああ栄冠ここにあり
わが南宮の若人よ



創立記念日 12月1日

校章 かじ

中世, 中野郷には中野氏一族が地頭として栄え, 中野氏は中野郷の中心に産土神^{うぶすながみ}として諏訪の神をまつた。それが南宮である。明治時代, 南宮神社が中町の神社に合併された跡地に, 昭和30年12月1日, 南宮中学校が誕生した。

南宮(諏訪)神社にちなんでその紋所の「かじの葉」をとり, その中程に, わが南宮中学校が郷土の文化発展に寄与しようとの願いをこめて中野市市章をとり入れて校章とした。

学校教育目標

学び合い,磨き合い,支え合い
共に高め合う生徒の育成

目指す生徒像

- 自信と思いやりの心を持ち,より豊かな集団の一員になろうとする生徒
- 適切な判断ができ,行動する生徒
- 目標を持ち,ねばり強く,創意工夫して解決にあたる生徒

3つの重点

○挨拶(心を広げる)

eye さつ・あいさつ向上週間など

○清掃(心を磨く)

交流清掃・ひざつき3回がけ清掃に向かう姿など

○歌声(心をつなげる)

蒼龍祭音楽祭・音楽集会・歌声聴会など

南宮中学校のきまり

服装(原則)

男子… ・日被連マーク入り標準型学生服上下校章入り

・白色ワイシャツ(長・半袖)

女子… ・紺色のイートンS型・紺色のスラックスまたは,スカート 12月～3月はスラックスとする。

・白色ワイシャツ(長・半袖)

靴下… ・白,黒,紺,灰色の無地を基本とする。

○冬期間(11月～3月)の服装について

制服だけで寒い時には,セーター,ベストを着用してよい。(Vネック。色は白,グレー,黒,紺で無地のもの)

○女子生徒の防寒

・スラックス着用(12～3月)

・スパッツ・ストッキング・タイツ(肌色,黒,紺,灰色)

・ハイソックス(黒,紺,白,灰色)

通学カバン 学校指定のもの

頭髪 : 流行を追わない活動的な髪型

上履 : 学年別上履,かかとに番号と名前

下履 : 原則として運動靴とする。

知っておきたいこと

(登下校に関して)

- 1 登下校は、南宮中学校で決めた通学路を通りましょう。
- 2 登下校する時、校地内の出入り場所は、正門・東門・西門の三か所を通りましょう。南宮神社横の通路は使用禁止。
- 3 東門左側の道路は通学路ではないので正門前の横断歩道を通りましょう。
- 4 休日等に登校する場合は、日直や活動担当の先生の許可を得ましょう。
- 5 休業日の生徒会・学級会・部活動、その他の活動で登校する時は、自転車の使用は認めますが、必ずヘルメットを着用して下さい。
- 6 電車・バス・自転車通学は許可のある者だけです。特別な場合は、係の先生と担任に申し出て下さい。なお、自転車通学者は必ずヘルメットを着用して下さい。
- 7 臨時に自転車登校する時は、担任または指導者の許可を得ましょう。また自転車は、自転車置場の決められた場所に置いて下さい。
- 8 自転車通学生は、決められた通学路を走行し、西門または東門から入って下さい。
- 9 特別の日以外は、通学用かばんで登校しましょう。かばん以外のものでもよい時は、学年の生徒指導係が連絡します。

(学校生活に関係して)

- 1 登下校および儀式的行事では、制服(通学服)とする。校内は運動着でもよい。
- 2 登校後、身体に異状を感じた時は、保健室→教科担任→学級担任の順で連絡します。
- 3 昼食時は、決められた時間までは教室を離れないで下さい。
- 4 体育館、校庭以外ではボールの使用をしないで下さい。ピロティもボールの使用は禁止です。
- 5 公衆電話は、必要な時のみ、ていねいに使って下さい。また利用する時は、友達をさそわないでください。
- 6 学校へは、学習に関係のないものは持ってこないようにしましょう。

(届出手続きに関係して)

- 1 居残りをする場合(部活動は除く)

所定の用紙に必要事項を記入し、指導の先生と担任のサインをもらい、巡視中の週番にわかるよう、入口に貼って下さい。居残り届は職員室にもってきてください。

- 2 校舎・校具を破損した時、すみやかに申し出て、破損届にその事由を記入し、次の先生方の検印をうけて下さい。

学級担任→室責任者→教頭先生

- 3 電車・バス・自転車による通学は、所定の用紙に必要事項を記入し、保護者捺印のうえ、学級担任を経て係の先生に提出して下さい。
- 4 各種証明書等の交付を受けたいときは、担任を通して早めに事務室へ申し出て、交付日に事務室で受け取って下さい。

学校(教育委員会)では,生徒や保護者の皆様の様々な悩みや不安について支援するため,スクールカウンセラーによるカウンセリング事業を行っています。ご希望がありましたら,学校(担任・生徒指導担当・教頭など)にお知らせください。

また,体罰・スクールセクハラをはじめとした生徒の生活面での心配事などについては,本校では「保健室」を窓口としています。(保健室入口に相談窓口がわかる表示がしてあります。)遠慮なくご相談ください。なお,保健室以外でも相談しやすい先生にお話しいただいても結構です。

ひとりで なやまないで

～だれかに話してみよう～ (2025年9月現在)

総合相談窓口

- **長野県子ども支援センター**
(長野県県民文化部子ども若者局子ども・家庭課)
子ども専用無料電話 0800-800-8035
大人専用 026-225-9330
子どもに関する相談全般に応じています。[月～土 10:00～18:00]



学校教育、いじめ、不登校など

- **学校生活相談センター (24時間子ども SOS ダイヤル)**
(長野県教育委員会事務局心の支援課)
0120-0-78310
いじめや不登校など学校生活に関わる相談に応じています。[24時間]

● 電話教育相談

- 長野県総合教育センター 0263-53-8811
- 東信教育事務所 0267-24-5570
- 南信教育事務所 0265-72-4647
- 飯田事務所 0265-53-0462
- 中信教育事務所 0263-47-7830
- 北信教育事務所 026-232-7830

学校生活や不登校など、教育上のあらゆる問題について、保護者や児童生徒からの相談に応じています。[平日 9:00～17:00]

養育上の悩みや非行・虐待など児童の福祉

- **児童相談所全国共通ダイヤル** いちばやく 189
虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。[24時間]

- 中央児童相談所 026-238-8010
- 松本児童相談所 0263-91-3370
- 飯田児童相談所 0265-25-8300
- 諏訪児童相談所 0266-52-0056
- 佐久児童相談所 0267-67-3437

児童福祉司や児童心理司などの専門職員が、18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じています。[平日 8:30～17:15]

- **長野県児童虐待・DV24時間ホットライン**
(長野県県民文化部子ども若者局子ども・家庭課)
026-219-2413

児童虐待・DV(配偶者間暴力)に関する緊急の相談や通告、通報に応じています。[24時間]

- **長野県ヤングケアラー専用相談窓口**
(長野県社会福祉協議会内) 026-228-4244

家族のお世話や介護をしている子ども・若者に関する相談に応じています。[TEL 平日 8:30～17:00] [LINE24時間受付]



- **長野県性暴力被害者支援センター**
「りんどうハートながの」
(長野県県民文化部人権・男女共同参画課)

026-235-7123 または はやくワンストップ #8891

性暴力被害にあわれた方を支援するための相談窓口です。[24時間]

- **性犯罪被害ダイヤルサポート 110**
(長野県警察本部内)
0120-037-555 または ハートさん #8103

性犯罪に関する被害の相談ができる全国共通ダイヤルです。[24時間 ※執務時間外は当直が対応]



インターネットに関する困り事

- **信州ネットトラブルバスターズ**
ネットトラブルの対応と相談先をまとめた Web ページです。

子どもの非行などの問題行動

- **少年サポートセンター ヤングテレホン**
警察本部 026-232-4970
長野中央警察署 026-241-0783
松本警察署 0263-25-0783
上田警察署 0268-23-0783
伊那警察署 0265-77-0783

少年相談専門職員や警察官が、子どもの非行、いじめや犯罪の被害に関する相談に応じています。

[警察本部 : 24時間 ※執務時間外は当直が対応]

[その他警察署 : 月～金 8:30～17:15]

- **警察安全相談 (警察本部広報相談課)**
026-233-9110 または #9110
犯罪等による被害の未然防止、DV(配偶者間暴力)、ストーカー被害等に関する相談に応じています。

- **法務少年支援センター長野**
善光寺下の青少年心理相談室(長野少年鑑別所内)
026-237-1123

非行・問題行動などに、心理の専門家などが相談に応じています。

[平日 9:00～12:15 13:00～17:00]

人権の問題

- **こどもの人権110番(長野地方裁判所)**
0120-007-110
人権擁護委員などがこどもの人権に関わる様々な相談に応じています。
[平日 8:30～17:15]

思春期の心の健康

- **長野県精神保健福祉センター**
026-266-0280
心の健康や精神医療に関わる相談をはじめ、アルコールや薬物等の依存症、思春期の精神保健に関わる相談、ひきこもり等に関する相談に応じています。[平日 8:30～17:15]

スポーツにおける暴力行為等相談窓口

- **JSPO(公益財団法人日本スポーツ協会)**
03-6910-5827
専門相談員(弁護士)に無料で直接相談ができる窓口です。
[火・木 13:00～17:00]

民間団体が実施している電話相談

- **チャイルドライン(長野県チャイルドライン推進協議会)**
0120-99-7777
18歳までの子どもの声に耳をかたむけ、その心を受け止めたり相談に応じたりしています。[毎日 16:00～21:00]
- **子育てひといきホットライン(ながの子どもを虐待から守る会)**
026-268-0008
子どもを虐待から守る、虐待をしないための相談に応じています。
[火・木 10:00～14:00 土 10:00～12:00]
- **いのちの電話(社会福祉法人長野いのちの電話)**
長野いのちの電話 026-223-4343
松本いのちの電話 0263-88-8776
誰にも相談できずに苦しんでいる人の悩みに応じています。
[毎日 11:00～22:00]

図書館利用規定

1 開館日

原則として授業日は毎日開館する。

2 開館時間

始業時刻から下校時刻までを原則とする。

3 貸出しについて

- (1) 貸出しは、月曜日から金曜日までの2時間目休みと昼休みに行う。
- (2) 本の管理は全てパソコン内で行われているため、貸出し時には必ず本のバーコードを読み取る手続きを行う。
- (3) 期間は最大一週間とし、読み終わったらできるだけ早く返す。
- (4) 一度に貸出できる本は一人一冊とする。ただし、長期休み、読書旬間中の場合は別に定める。
- (5) 雑誌・禁帯出図書(事典・辞書・貴重書・大型書など)は館外に持ち出してはいけない。ただし、図書館の係の先生の許可を得て借りることができる。
- (6) 授業または部活動などで、本を館外へ持ち出すときは、係の先生の許可を得、その時間の終わりまでには必ず返す。
- (7) 借りた本は、又貸ししてはならない。

4 利用上の心得

- (1) 入館時には手を洗う。
- (2) 館内へは、勉強に直接必要でないものは持ち込まない。カバンは廊下に置く。
- (3) 館内では静かにし、人の迷惑にならないようにする。
- (4) 本はていねいに扱い、汚したり、傷めたりしない。
- (5) 書架から本を取り出したらもとの場所へきちんと収める。
- (6) 館内利用後は机上を整頓し、いすをもとに戻しておく。

保健室利用規定

- 1 保健室は、救急処置・健康相談・健康診断・身体測定等を受けるところである。
- 2 病気が等で授業を受けられないときは、担任または教科の先生の許可を得て保健室で手当を受ける。状況により、保健委員が同行する。
- 3 保健の先生が不在の時は、教頭先生または担任の先生等に連絡する。
- 4 自分の健康について知りたいときは、保健室で相談を受ける。

体育館・グラウンド使用規定

- 1 きめられた使用日・使用時間・使用場所を守る。
- 2 学活時に使用の場合は体育科の係の先生に、事前に申し込みをする。
- 3 学活等で使用する場合も体育時の服装で行うこと。
- 4 休日・祭日は、学校の許可なく使用しない。
- 5 施設・用具を破損した時は、すぐ係の先生に報告する。

プール使用規定

- 1 傷病のない生徒にかぎり,監督者・指導者のもとでプールを使用することができる。
- 2 水泳時間は定められた時間を厳守する。
- 3 学活・部活等で使用する場合は,体育科に事前に申し込みをする。
- 4 プール開き前,プール終い後は泳いではいけない。
- 5 水泳の服装
 - 男子…水泳パンツ(黒か紺)
 - 女子…水泳着(黒か紺)
 - 男女とも水泳帽をかぶる。
- 6 更衣は必ず定められた部室で行い,便所はプール用便所を使用する。
- 7 プール使用者は,用便をすませ,シャワーでしっかり身体を洗って入水すること。
- 8 プール内へ石などを投げ入れてはいけない。
- 9 プールのさくの中へ入ったら,はだしであること。
- 10 シャワーを必要のない時に使用しないこと。
- 11 ビート板等,用具は許可なく使用しないこと。

ファンヒーターとエアコンの使用について

1 使用方法

点火および調整は、教室責任の先生、または教科担任の先生が行う。生徒はファンヒーターおよびエアコンの点火等を行わない。

ファンヒーターのまわりはいつもきれいにし、事故防止につとめ、また換気にも注意する。

2 安全の確認・巡視

ストーブ当番は、授業後、教科担任の先生に消火をお願いする。また、放課後、安全を確認して下校する。その際、教室の戸とカーテンはあけておく。

週番はファンヒーター使用期間中は、特にファンヒーターの安全を確かめる。

3 ファンヒーターの給油

清掃時、各学級及び特別教室を掃除する生徒が、灯油置場の決められた場所から教室に運ぶ。

4 その他

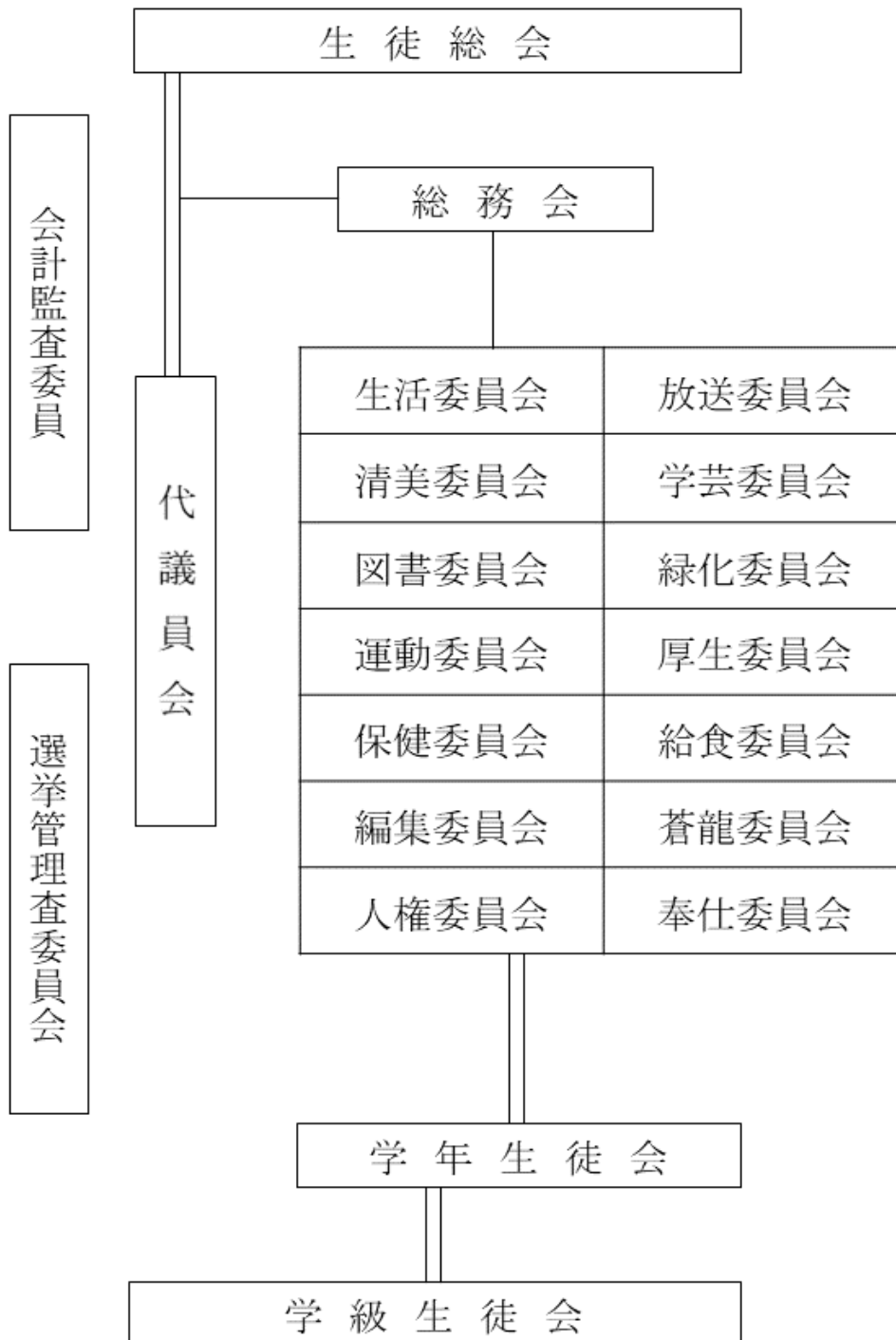
ファンヒーターの管理はていねいに行う。

ファンヒーターについては、裏のほこりをきちんと取り、上に物などを置くことのないよう、常に気を付ける。

火気に関する注意事項

- 1 教室をあける時, ファンヒーター(エアコン)を消したか。電灯を消したか。戸を閉めたか。(エアコンは付けたままの場合もある)
- 2 休み時間, 空き教室にファンヒーター(エアコン)がつけっ放しになっていないか。電灯がつけっ放しになっていないか。
- 3 ファンヒーターの周囲がきれいになっているか, また燃えやすいものはな
いか。

生徒会組織図



南宮中学校生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は南宮中学校生徒会という。

第2条 本会は全生徒が会員となる。

第3条 本会は本校職員を顧問として本会の運営について指導をうける。

第4条 本会の議決事項は校長の承認を必要とする。

第2章 目的および活動

第5条 本会は会員の教養を高め互いに親睦を深めるため自主活動を行い、よい校風を樹立することを目的とする。

第6条 本会は前条の目的を達するため次の活動をする。

- (1) 生活のきまりに関すること。
- (2) 環境整備に関すること。
- (3) 広報活動に関すること。
- (4) 学芸に関すること。
- (5) 運動に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 読書に関すること。
- (8) 福祉・厚生に関すること。
- (9) 給食に関すること。
- (10) 応援に関すること。
- (11) 放送に関すること。
- (12) ボランティア活動に関すること。
- (13) その他会の目的を達成するために必要なこと。

第3章 組織および機関

第7条 本会は生徒会員をもってつくる。

第8条 本会は次の機関をおく。

- 1 生徒総会
- 1 代議員会
- 1 委員会
- 1 総務会

第9条 本会は次の役員をおく。

- 1 会長(1)
- 1 副会長(1)
- 1 委員長(14)
- 1 副委員長(14)
- 1 庶務会計係(4)
- 1 会計監査委員(2)

第10条 本会の役員は選挙または会長の指名、代議員の互選によって選び任期は1ヵ年とし、1月より12月までとする。選挙規定は別に定める。ただし役員欠員の場合にはその残任期を補充する。

第11条 本会のすべての機関に関しては、出席すべき会員の3分の2以上の出席がなければ会議は成立しない。

第12条 議事は出席者の過半数の賛成をもって議決する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決める。

第13条 本会は各学年に学年生徒会・各学級に学級生徒会をつくる。学年生徒会、学級生徒会の規約は本会に準じ特別な事がらについては別に定める。

第4章 総会・代議員会

第14条 総会は最高の議決機関であり、全会員で行い次の権限をもつ。

- 1 会則の変更
- 1 役員承認
- 1 予算決算承認
- 1 事業計画承認
- 1 その他(学校生活を関すること等)

第15条 総会は会長が招集し、毎年3回開く。

ただし、会長が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の要求があったときは、臨時に開く。

第16条 代議員会は、各学級生徒会より選出された2名によって構成され、総会に次ぐ議決機関である。代議員会は次の権限を持つ。

- 1 総会提出議案の審議
- 2 総務からの提出議案の議決および承認

3 各学級からの意見や希望を提供協議

4 その他(先生方の意見交換等)

第 17 条 代議員会は毎月開き,会長が必要と認めたとき,または代議員の 3 分の 1 以上の要求があったときには,臨時に開く。

第 18 条 代議員の任期は第 6 章第 31 条委員の任期と同じとし,1 年生は 4 月から 3 月末,2 年生は 4 月から 12 月,3 年生は 2 年時の 1 月から翌年 3 月末までとする。

第 19 条 代議員会の議長および副議長は代議員の互選による。

第 20 条 議長は代議員会を代表し議事の運営に当る。また総会の議長も兼ねる。

第 21 条 副議長は議長を補佐し,議長事故あるときはその職務を代行する。

第 5 章 役員の仕事

第 22 条 会長は本会を代表し,本会の仕事の執行を統轄する。

第 23 条 副会長は会長を補佐し,会長事故あるときはその職務を代行する。

第 24 条 庶務会計は本会の庶務会計に関する仕事をする。

第 25 条 会計監査委員は会計事務の監査を行い,必要に応じ各機関に報告する。

第 26 条 委員長は委員会を代表し,委員会の活動を統轄する。

第 27 条 副委員長は委員長を補佐し,委員長事故あるときはその職務を代行する。

第 28 条 正副会長・会計監査委員・正副委員長及び庶務会計係は,答弁または説明のため代議員会から出席を求められたときは,代議員会に出席しなければならない。

第 6 章 委員会

第 29 条 本会は執行機関として次の委員会をおく。

- | | | | | | | | |
|---|-------|---|-------|---|-------|---|-------|
| 1 | 生活委員会 | 1 | 清美委員会 | 1 | 図書委員会 | 1 | 運動委員会 |
| 1 | 保健委員会 | 1 | 編集委員会 | 1 | 放送委員会 | 1 | 学芸委員会 |

1 緑化委員会 1 厚生委員会 1 給食委員会 1 蒼龍委員会

1 人権委員会 1 奉仕委員会

第 30 条 委員会は原則として各学級生徒会より選出された生徒によってつくられる。また、委員長がクラスの委員を兼ねることもできる。

第 31 条 委員の任期は、1 年生は 4 月から 3 月末、2 年生は 4 月から 12 月、3 年生は 2 年時の 1 月から翌年 3 月末までとする。

第 32 条 委員会は毎月開き、委員長が必要と認めたとき、または委員の 3 分の 1 以上の要求があったときは、臨時に開く。

第 33 条 執行機関の細則は別に定める。

第 7 章 総務会

第 34 条 総務会は、本会正副会長および各正副委員長・庶務会計係をもってつくられる。また、必要に応じて、各学年正副会長を呼ぶことができる。

第 35 条 総務会は次の仕事を行う。

- 1 本会を運営するための事務。
- 2 本会の事業計画の作成・提案。
- 3 本会と学年・学級生徒会との連絡、協議。

第 8 章 会計

第 36 条 本会の活動に必要な経費は会費およびその他の収入を当て、会費は総会において決める。

第 37 条 予算は代議員会で議決し、総会の承認を必要とする。

第 38 条 会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 9 章 附則

第 39 条 1 年生の代議員、委員の選出は当分の見習期間をおいて 4 月中に選出する。

第 40 条 会則変更の発議は、代議員の 3 分の 2 以上の同意を必要とし総会で議決する。

第 41 条 その他の細則の変更は代議員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

第 42 条 本会の会員は、本会のすべての会合を傍聴することができる。

第 43 条 1 この会則は昭和 50 年 11 月 25 日より施行する。

- ・平成 26 年 12 月 3 日一部改正

- ・令和 6 年 7 月 18 日一部改正

- ・令和 8 年 2 月 26 日一部改正

各委員会細則

第1条 会則第33条によって各委員会の細則を定める。

第2条 各委員会の目的達成のため、運営および組織または具体的な活動内容は各委員会ごとに定める。

第3条 各委員会の目的および活動を次のようにする。

1 生活委員会

(1)目的 全会員の生活のきまりを自主的に実践できるようにする。

(2)活動 学校内における会員の生活上の諸問題を学校生活全体の中で自主的に解決するための諸活動を行う。

2 清美委員会

(1)目的 全会員が校舎校庭の環境整備に絶えず関心をもつように働きかけ美しく住みよい環境を作り出すことに積極的に努力する。

(2)活動 校舎内外校庭の整備、清掃美化に関する仕事を行ない、全会員が環境美化に関心をもつような活動をする。

3 緑化委員会

(1)目的 校地内の緑化について会員の協力によって常に環境の美化をはかり、あわせて緑化の精神と態度を養う。

(2)活動 校地内の緑化について計画をたて、その管理に関する活動をする。

4 図書委員会

(1)目的 学校図書館の運営にすすんで参加し、奉仕することによって会員のよりよい読書生活ができるようにする。

(2)活動 学校図書館の企画運営に奉仕すると同時に各学級との結びつきを密接にする活動を行う。

5 学芸委員会

(1)目的 合唱活動を通して、協力し合い高め合いながら心を一つにし、豊かな情操を育む。

(2)活動 学芸的な仕事や諸行事を主催し会員の情操を高める活動をする。

6 運動委員会

(1)目的 各種の体育的行事を通じて会員の運動技能を向上させるとともにスポーツマンシップを高める。

(2)活動 各種競技会, クラスマッチの企画, 運営をする。また運動に必要な用具, 施設の保管, 管理に協力する。

7 編集委員会

(1)目的 生徒会の機関紙の発行によって全会員の相互理解を深める。

(2)活動 南宮中学新聞・南宮 TIMES の編集, 発行, 生徒会誌「学友」の編集に協力する。

8 放送委員会

(1)目的 校内の放送施設, 設備を活用して, 生徒会の目的に沿った放送活動を行なうと共に, 施設の保守や放送に対する理解を深め態度を養う。

(2)活動 生徒会の各機関や会員相互の伝達, 発表等の校内放送を企画, 運営したり, 生徒会行事の放送活動に奉仕する。

9 保健委員会

(1)目的 会員の保健衛生について, 学校保健係と協力し奉仕することによって, 会員の保健意識を高め健康な生活ができるようにする。

(2)活動 会員の健康を維持するために必要なことを企画, 運営する。

10 厚生委員会

(1)目的 共同作業所(老人ホーム・デイサービスセンター)などへの慰問を定期的にするなどボランティア活動を中心とした活動をする。

(2)活動 ボランティア活動や共同作業所(老人ホーム・デイサービスセンター)共同作業所などへの慰問の企画・運営にあたる。

11 給食委員会

(1)目的 学校給食の円滑をはかる。

(2)活動 学校給食における規律を正すために, 自主的な企画・運営・指導をする。

12 蒼龍委員会

(1)目的 全会員が蒼龍祭に向け関心を持ち取り組めるよう中心となり計画する。

また応援練習・壮行会を通して、各競技会参加の選手・生徒を励まし、愛校精神のかん養に努める。

(2)活動 蒼龍祭に関する企画・運営諸活動のとりまとめを行う。また各競技会のための応援練習・壮行会の企画運営にあたる。

13 人権委員会

(1)目的 全会員の人権に対する教養を高め、より充実した学校生活をおくれるようにする。

(2)活動 いじめ・差別に関する問題の啓発活動を行う。

14 奉仕委員会

(1)目的 アルミ缶等のリサイクル運動、ベルマークの収集をし、寄付に充てたり、学校生活に必要な用具の充実をはかる。

(2)活動 リサイクル品・ベルマークの収集・整理・交換の事務手続きを行う。

学年生徒会細則

生徒会会則第 13 条により, 細則を定める。

1 各学年生徒会に次の役員をおく。

1 学年会長 1 名

1 学年副会長 1 名

2 学年生徒総会は学年最高の議決機関であり, 学年生徒会員で行い, 学年会長が招集する。

学年生徒総会は次の権限をもつ。

1 役員承認

1 本会活動の目的達成に関する事項の議決または承認

1 その他

3 各学年生徒会は正副学級長により構成され, 代議員を兼任する。

学級生徒会細則

生徒会会則第 13 条により次の細則を定める

1 各学級生徒会には, 次の役員をおく。

- 1 学級長 1 名
- 1 副学級長 1 名
- 1 各委員
- 1 その他必要な役員

2 学級生徒会には, 学級会をおく。

学級会は, 学級最高の議決機関であり, 学級の生徒全員でつくる。

学級会は, 次の権限をもつ。

- 1 本会の諸活動に関して協議し, 本会に意見を提出する。
- 1 本会協議事項の徹底
- 1 単独にクラス自治を行う。
- 1 その他

生徒会役員選挙規定

第1章 総 則

第1条 選挙権, 被選挙権は全会員にある。

第2条 会長, 副会長は全会員の投票による。

第3条 正副委員長, 庶務会計係は会長が指名し, 総会で承認を得る。

第4条 会計監査委員は, 代議員の互選により選出し, 総会の承認を得る。

第5条 会長, 副会長の選挙が公正に行われるために選挙管理委員会をつくる。

第6条 会長, 副会長の選挙は2学期終業式までに終り, 生徒会に関する事務の引継ぎをする。

第7条 選挙管理委員会は, 代議員会の承認をえて10月末までにつくり, 選挙終了後任務を終える。

第8条 選挙管理委員は各学級より1名選出する。

第9条 選挙管理委員会は, 次の役員を互選する。

1 委員長(1名) 1 副委員長(1名) 1 その他必要と認めた役員。

第10条 選挙管理委員会は選挙に関する一切の事務をあつかう。詳しい選挙方法については, 代議員会を通じ全員の承認を得る。

第11条 選挙管理委員長は管理日程に従い, 必要に応じて会を開き選挙に関する事務を企画運営し, 選挙を執行する。

第12条 選挙管理副委員長は委員長を補佐し委員長事故あるときは職務を代行する。

第13条 選挙管理委員が候補者になった場合はその学級で補充する。

第2章 候補者

第14条 立候補する時は, 立候補者又は代理人が正式文書で選挙管理委員会に届け出なければならない。

第3章 選挙方法

第15条 選挙管理委員長は投票日2週間前には公示し、公示後1週間で立候補の受け付けを締切る。

第16条 選挙管理委員長は候補者氏名を受け付け締め切りの翌日に公示する。

第17条 選挙管理委員長は候補者の意見発表及び応援演説の機会をあたえる。

第18条 投票日、投票所などは公示の折に示す。

第19条 投票用紙は規定の用紙を使い、それ以外は無効とする。

第20条 投票は1人1票とする。

第21条 当選者は有効得票数の最高得票者とする。同点得票者がでた場合は決選投票を行い決定する。

第22条 開票は投票終了後選挙管理委員が所定の場所で行う。

第23条 開票のときは立会人をおく。立会人は立候補者の責任者が当る。

第24条 当選者の発表は、選挙管理委員長が行なう。

第4章 選挙活動

第25条 活動の期間は、候補者氏名公示の日より、投票日の前日までとする。

第26条 管理日程に従い所定の時間内において、意見発表及び応援演説を、選挙管理委員会主催のもとに行う。

第27条 各候補者の推薦状および氏名掲示用紙は規定のものを使い、所定場所に貼付することができる。

第28条 選挙活動は校内において、しかも許された時間内においてのみ行うものとする。

第29条 学習を妨害するような、選挙活動は厳禁とする。

第30条 規定に反した選挙活動を行い、または、他の候補の選挙妨害を行う場合は、その候補は選挙管理委員会の話し合いにより失格となることがある。

第31条 立会い演説は1人1回とし、生徒集会において行う。

第5章 学年生徒会役員選挙規定

第32条 学年正副会長は学級長の中から選出する。

第33条 選出の方法は学年生徒会に任せる。

地区生徒会

1 意 義

校外での自主的活動を活発にし、親睦をはかり、健全な生活を築いていくために、校外組織として地区生徒会を設ける。

2 目 標

- ① 互いに助け合い、協力する習慣を養い、生活の向上をはかる。
- ② 地区における行事に協力する。
- ③ 生徒で出来る程度の奉仕をする。
- ④ 余暇の健全なる利用法を体得する。
- ⑤ 生徒会の決定事項を守り実践する。

3 組 織

① 役 員

・地区生徒会長1名，副会長1名

② 顧 問

・専門部員(学校PTA校外生活部)

・地区担当職員

・PTA正地区会長

・校外補導員

③ 地区名(次の22地区とする)

東町，中町，西町，松川，東普，栗和田，一本木，東吉田，西条，上小田中，下小田中，間山・新野・高遠，更科・東山，桜沢・大熊，新保，北大熊・小沼，篠井

4 運 営

- ① 各地区生徒会長は地区会を必要に応じて開く。
- ② 各地区において活動上必要な組織を校長の許可を得て独自に設けることができる。
- ③ 各地区においては、地区担当職員・地区会長の指導を生かす。
- ④ 各地区生徒会長は運営に当って地区担当職員、支部長と連絡をとる。
- ⑤ 各地区、地区の運営費用は、各地区にて負う。
- ⑥ 必要に応じて地区生徒会長会をもつ。
- ⑦ 全学一斉に地区会の必要あるときは学校においても行う。(長期休業前後など)
- ⑧ 必要によっては小学校と協力する。
- ⑨ 校内生徒会との連絡を密にして決定事項の実践につとめる。

5 年間計画

各地区各地区の実情に応じて立案する。

旅立ちの日に

小嶋 登 作詞

白い光の中に 山なみは萌えて
遥かな空の果てまでも 君は飛び立つ
限り無く青い空に 心ふるわせ
自由を駆ける鳥よ 振り返ることもせず
勇気を翼にこめて希望の風にのり
このひろい大空に夢をたくして

懐かしい友の声 ふとよみがえる
意味もないいさかいに 泣いたあのとき
心かよったうれしさに 抱き合った日よ
みんなすぎたけれど 思い出強く抱いて
勇気を翼にこめて希望の風にのり
このひろい大空に夢をたくして

* [いま、別れのとき
飛び立とう未来信じて
弾む若い力信じて
このひろい
このひろい大空に

* 繰り返し

大切なもの

山崎朋子 作詞・作曲

一 空にひかる星を 君とかぞえた夜
あの日も 今日のような風が吹いていた

あれから いくつもの季節こえて 時を過ごし
それでも あの想いを ずっと忘れることはない

大切なものに 気づかないぼくがいた
今 胸の中にある あたたかい この気持ち

二 くじけそうな時は 涙をこらえて
あの日 歌っていた歌を思い出す

がんばれ 負けないで そんな声が聞こえてくる
ほんとに 強い気持ち やさしさを教えてくれた

いつか会えたなら ありがとうって言いたい
遠く離れてる君に がんばる ぼくがいると

大切なものに 気づかないぼくがいた
ひとりきりじゃないこと 君が教えてくれた
大切なものを……

ふるさと

- 1 うさぎおいし かのやま
こぶなつりし かのかわ
夢は今も めぐりて
わすれがたき ふるさと

- 2 いかにいます 父母
つつがなしや とものがき
あめにかぜに つけても
おもいいずる ふるさと

- 3 こころざしを はたして
いつの日にか かえらん
山はあおき ふるさと
水はきよき ふるさと